

内部統制システム構築の基本方針

I. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 法令、定款及び社会規範を遵守するために企業行動指針を制定する。
2. 法令遵守を徹底するため、経営トップのリーダーシップの下、情報開示委員会を設置し、「財務情報の適正性」「コンプライアンス遵守状況」「適時開示の実施状況」等を点検、改善に努める。
3. 内部監査部門として「監査部」を設置し、法令遵守体制のチェックを行う。
4. 総務部が主管となって、全社・グループ各社への実践周知徹底に当る。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役会規則、稟議規程及び文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等。）に記録し、保存する。
2. 取締役、監査役並びに監査部長は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。

III. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1. コンプライアンスに関するリスク未然防止については、諸規程の勉強会等を継続して啓蒙を図る。
2. 業務別にリスクの洗い出しと対応策の立案を行っていく。
3. 実際にリスクが発生したときの対応については、経営危機管理規程、自然災害対応規程などに従って取締役は損失の軽減に努める。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役は、社員が全社的に業務目標とすべきアクションプランを期初に策定し、部店長会（含む関連会社社長会）にてその浸透を図る。
2. 取締役はアクションプランの進捗状況を3か月に1回以上の頻度で確認し、状況に応じて必要な対策を打ち、経営の目標達成と効率化を実施する。
3. 上記の他、必要に応じて中期経営計画を策定し、社員への周知徹底と進捗管理を行う。

V. 当会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ子会社担当役員を任命し、法令遵守、リスク管理の充実を横断的に推進する。具体的には、各社の業務状況、決算状況を四半期毎に報告させ、また、当会社の部店長会議に各社社長の出席を求め、グループ全体で業務の適正を確保するための体制を構築する

VI. 取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役会又は監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び使用人は次の場合、監査役会又は監査役に報告するものとする。
 - (1) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき
 - (2) 重大な法令違反、定款違反があるとき
 - (3) 会社の重要な業務執行をするとき
 - (4) コンプライアンス上重要な事項が発生したとき
2. 監査部長は、内部監査の監査報告書を監査役会又は監査役に回覧する。

VII. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役は監査役監査基準に則り、代表取締役社長、各取締役、関係会社社長及び監査法人との意見交換を行い、また、部店長会議・情報開示委員会などに出席して必要に応じて意見を述べる。
2. 監査役は上記のほか、監査部長及び子会社監査役との連携を図っていく。

以上